

令和4年度
人権擁護推進員等研修

和歌山県社会福祉士会
三林 達哉

令和 3 年度 介護保険法改正

6. その他「高齢者虐待防止の推進」

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。
(※ 3 年の経過措置期間有)

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

(虐待の防止)

- 第三十五条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(令三厚労令九・追加)

Q. A

- (1) 高齢者虐待防止の推進における委員会の開催について、通知には定期的に開催することが必要とあるが、事業所として指針に定めた回数（例えば、年に1回以上や4ヶ月に1回以上）で開催される事で問題ないか？
- (1) お見込みのとおり。
高齢者虐待防止の推進に事業所として必要と考えられる回数を実施してください。

Q. A

(2) 全てのサービスの運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を定めるという解釈で問題ないか？また、運営規程に定めた虐待防止のための措置に関する事項（担当者を含む）を重要事項説明書にも記載を行うということで良いか？

(2) お見込みのとおり。
担当者は、役職名で良いと考えます

社保審一介護給付費分科会 第198回 (R3.1.13)

高齢者虐待防止の推進

障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。
その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

高齢者虐待が発生した際の対応は どうすべきか

A. 市町村に迅速に報告する事

そもそも専門職には高齢者虐待が疑わしき場合は、通報する義務がある。

(POINT：疑わしき)

◎事例◎

家族・関係機関より「不適切なケアではないか」「虐待ではないか」と言われた時に、施設側が検証を行わず施設の独自判断で「虐待ではない」と判断。その後、家族が行政へ相談。

(結果) 高齢者虐待と認定される。

(外部からの評価)

施設の通報の遅れ・虐待の隠蔽と判断されることも十分に考えられる

A. 市町村の調査に協力すること

再発防止への対応はどうすべきか

A. 発生した虐待事案の発生要因を特定し、施設として改善する

職員の素行と判断→×

職員の勝手な行い→×

例え個人因子が大きな要因であったとしても
環境因子に目を向ける。
「人材育成がうまくできていないのではないか」
「職業倫理に関する学習が足らないのではないか」

◎虐待が起きたことをいち個人の職員の資質とみなし続ける限り、施設内の虐待の発生リスクは減少しない。

不適切ケアの悪化の先に高齢者虐待があると考え、職員のケアのスキルアップは研修等で常に行うことが望ましい。

◎職員の心のケアも大切（ストレスマネジメント）

具体的な虐待防止対策

- ・人材育成→研修
介護現場の職員全員が高齢者虐待に関する研修を定期的に受ける体制を整備すること
- ・市町村（行政）との事前協議→指針の作成
虐待が起こった場合に備えて、虐待対応マニュアルを作成し行政と共有すること、また意見交換を行うこと。
虐待発生時に行政が行うべき事項を事前に把握し、発生時は互いにスムーズに対応できるようになることが大切
- ・虐待の芽を早期発見する体制づくり
→担当者の配置と委員会の開催
ヒヤリハット、事故報告書から見える虐待の芽を見逃さない

令和 3 年度 介護保険法改正

6. その他「高齢者虐待防止の推進」

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられました。 (※ 3 年の経過措置期間有)